

## 2023 年度 東京理科大学こうよう会 神奈川県支部定期総会 資料

日時：2023 年 6 月 10 日（土）12：25～12：50

場所：新横浜プリンスホテル シンフォニア

### 〈総会次第〉

- 1 開会
- 2 来賓あいさつ
- 3 2022 年度活動報告・収支決算報告（資料Ⅰ・資料Ⅱ）
- 4 2023 年度支部役員体制（案）（資料Ⅲ）
- 5 2023 年度活動計画・収支予算（案）（資料Ⅳ 資料Ⅴ）
- 6 閉会

### （参考資料）

東京理科大学こうよう会神奈川県支部規約

〈資料 I〉

2022 年度 活動報告

活動名	実施時期	活動概要・開催地
(1) 支部総会	2022.6.11	コロナの影響により、役員のみで対面開催
(2) 第 1 回支部主催行事  葛飾キャンパスツアーと小林宏教授講演会『人間生活をサポートするロボット技術』 (講演会は対面 + Web のハイブリッド開催)	2022.11.12	開催場所：葛飾キャンパス内 参加者…来場 50 名(役員含む)、オンライン 30 名 葛飾キャンパスに会員の皆様をお迎えして、以下のスケジュールでキャンパスツアー・懇談会・講演会を開催した。 10:15-11:20 キャンパスツアー 11:20-13:10 昼食・懇談会(なんでもしゃべろう会) 【学生食堂】 13:30-15:10 小林宏教授(機械工学科)講演会 来場者からは、「実際どんな所で学生生活をおくっているのか良くなった」、「なんでもしゃべろう会は情報交換ができた」「小林教授の真に世に役立つ物を創るという姿勢、信念が伝わってきました」などの感想をいただき、好評でした。
(3) 第 2 回支部主催行事  神楽坂キャンパスツアーと栢木まどか先生講演会『関東大震災から 100 年目 東京・横浜の復興について』	2023.3.11	開催場所：神楽坂キャンパス内 参加者…59 名(役員含む) 神楽坂キャンパスに会員の皆様をお迎えして、以下のスケジュールで資料館見学・講演会・懇談会を開催しました。 10:30-11:45 近代科学資料館・数学体験館見学 11:50-12:45 学食(8号館2階)にて昼食 13:00-14:00 栢木まどか准教授(建築学科)講演会 14:00-15:00 懇親会(なんでもしゃべろう会) アンケートでは「施設をゆっくり見られたのが良かった」、「他の保護者の方とお話出来るありがたい機会でした」、「講演会は、スライドが多くイメージしやすかったです。時間があっという間でした」などの感想が寄せられました。
(4) 支部役員会	年間 10 回	リモート会議と対面会議がほぼ半々でした
(5) 首都圏 4 支部合同行事 就職進学説明会	3 回実施	リハーサル 2022.10.2(日) 1 回目 2022.10.9(日) (千葉県支部担当) 2 回目 2022.10.16(日) (東京都支部担当) 3 回目 2022.10.23(日) (神奈川県支部担当)
(6) 首都圏 4 支部合同役員会	2023.1.22	就職進学説明会の反省、各支部の活動報告を行った。

〈資料Ⅱ〉

■ 2022年度 収支決算報告 (2022.4.1~2023.3.31)

項目	2022年度 予算額	2022年度 決算額	主な内訳
■収入の部			
1.2022年度支部活動費	224,304	224,304	
2.雑収入	0	4	預金利息
前年度繰越金	275,696	275,696	
収入の部の計	500,000	500,004	
■支出の部			
1.支部総会関係費	20,000	22,424	役員交通費、会計監査会場費
2.支部主催行事費	300,000	242,832	行事運営費等
3.支部役員会関係費	100,000	96,950	役員交通費、会場費等
4.支部運営事務費	50,000	7,520	支部長通信費、振込手数料等
5.予備費	30,000	0	
次年度繰越金	0	130,278	
支出の部の計	500,000	500,004	

上記のとおり、収支決算を報告します。

2023年4月16日 こうよう会神奈川県支部 会計 高橋 実

■ 監査報告

上記の収支決算について、東京理科大学こうよう会神奈川県支部規約第8条(5)の規定に基づき、帳簿書類及び証憑類を監査した結果、適正に処理されていると認めます。

2023年4月16日 こうよう会神奈川県支部 監査役 佐藤 敬子

〈資料Ⅲ〉

2023年度 支部役員体制 (案)

職名	氏名		
支部長	磐村 信哉(新任)		
副支部長(2名)	腰越 明(新任)	平井 ひかり(新任)	
会計(2名)	磯田 篤(新任)	橋 祐香利(新任)	
監査役(2名)	中鶴 真弓(新任)	中井 賢治(新任)	
幹事(11名) (本部役員3名含む)	佐藤 敬子	内田 文江	
	小山 由佳子	中山 智恵美	
	松村 豊(新任)	小田切 真美(新任)	
	中村 宏美(新任)	岡本 典子(新任)	
本部役員(幹事)	時田 徹一郎(会長)	田澤 敏一(副会長)	藍田 貴久(会計)

〈資料Ⅳ〉

2023年度活動計画（案）

活動名	活動概要等	予定時期
1.支部総会	新横浜プリンスホテルにて対面開催	2023年6月10日
2.支部企画行事	2回実施予定 1回目は野田キャンパスツアーを実施予定 2回目は企画内容未定	2023年11月-2024年3月頃
3.支部役員会等会議	支部行事企画、準備	年間10回程度を予定
4.首都圏4支部合同行事	首都圏合同就職進学説明会 (3回ハイブリッド形式にて実施予定)	1回目 2023.10.8(日) 2回目 2023.10.15(日) 3回目 2023.10.22(日)
5.首都圏4支部合同役員会	就職進学説明会報告等	2023年12月頃

〈資料Ⅴ〉

2023年度収支予算（案）

項目	2023年度 予算額	主な内訳
<b>■収入の部</b>		
1.本部からの支部活動費	369,722	
前年度繰越金	130,278	
収入の部の計	500,000	
<b>■支出の部</b>		
1.支部総会関係費	50,000	役員交通費、資料代等
2.支部主催行事費	300,000	行事運営費等
3.支部役員会関係費	120,000	役員交通費、資料費、会場費等
4.支部運営事務費	30,000	通信費、事務用品、振込手数料
支出の部の計	500,000	

## 〈参考資料〉

### 東京理科大学こうよう会神奈川県支部規約

#### (名称及び所在地)

- 第1条 本支部は、東京理科大学こうよう会 神奈川県支部（以下「本支部」という。）と称する。
- 2 本支部の所在地は、支部長宅とする。

#### (目的)

- 第2条 本支部は、東京理科大学こうよう会（以下「本会」という。）の目的を達成するために必要な支部活動を行うことを目的とする。

#### (事業)

- 第3条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 会員相互の連絡及び協力並びに親睦に関する事業
  - (2) 本部及び各支部との連絡及び情報交換に関する事業
  - (3) その他本支部の目的達成に必要な事業

#### (支部会員)

- 第4条 本支部は、原則として神奈川県に在住する正会員及び賛助会員をもってこれを構成する。

#### (支部役員)

- 第5条 本支部に、次の役員を置く。
- (1) 支部長 1名
  - (2) 副支部長 1名以上4名以内
  - (3) 会計 1名以上2名以内
  - (4) 幹事 16名以内
  - (5) 監査役 1名以上2名以内
- 2 本支部に、支部運営上必要な場合に限り、前項に規定するもののほか、支部役員として、准支部役員（協力員）を置くことができる。
- 3 本会会則第7条第1項第1号から第4号に規定する会長、副会長、会計又は監査役である本支部の会員は、原則として本支部の幹事に就任するものとする。ただし、本条第1項第4号に規定する幹事の総数には含まない。

#### (支部役員の総数及び兼任)

- 第6条 支部役員の総数は、3名以上20名以内とする。ただし、前条第2項に規定する准支部役員（協力員）及び前条第3項の規定に基づき幹事に就任する本部役員については、この総数に含まない。
- 2 次に掲げる支部役員は、他の支部役員を兼任することはできない。
- (1) 支部長
  - (2) 監査役
  - (3) 准支部役員（協力員）

#### (支部役員の選出)

- 第7条 支部役員は、本支部の会員のうち正会員の中から選出し、支部総会の承認を得なければならない。
- 2 支部役員には、1世帯から1名のみ選出することができる。
- 3 支部総会の後、次の支部総会までの間に准支部役員（協力員）を選出する場合は、支部役員会の承認で足るものとする。

#### (支部役員の職務)

- 第8条 支部役員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 支部長は、本支部を代表し、支部会務を統括する。
  - (2) 副支部長は、支部長の職務を補佐し、支部長に事故のあるときは、その職務を代行する。
  - (3) 会計は、本支部の会計事務を行う。
  - (4) 幹事は、支部長及び副支部長の職務を補佐し、書記又は担当会務を行なう。

- (5) 監査役は、支部会務および支部会計を監査する。
- (6) 准支部役員（協力員）は、支部活動推進に必要な会務を補佐する。

（支部役員の任期）

第9条 支部役員の任期は選任された日から翌年度の支部総会の日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（顧問）

第10条 支部長は、必要と認めた場合、支部役員会の承認を得て本支部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、支部長の諮問に応じ、支部総会及び支部役員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

（支部総会）

第11条 本支部に支部総会を置く。

- 2 支部総会は、第4条に規定する支部会員をもってこれを組織する。
- 3 支部総会の開催は原則として年1回とする。
- 4 支部総会は、支部長が招集し、その議長となる。
- 5 支部総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 支部役員の承認に関する事項
  - (2) 本支部の事業計画に関する事項
  - (3) 本支部の予算及び決算に関する事項
  - (4) この規約の改廃に関する事項
  - (5) その他本支部の運営に関する重要な事項

（支部役員会）

第12条 本支部に、支部役員会を置く。

- 2 支部役員会は、第5条に規定する支部役員をもって組織する。
- 3 支部役員会は、支部長が招集し、その議長となる。
- 4 支部役員会は、支部総会への提案事項その他本支部の運営に関し必要な事項を審議する。

（議決方法）

第13条 支部総会及び支部役員会は、出席者の過半数をもって議決する。ただし、准支部役員（協力員）は、支部役員会において議決権を有しない。

（運営経費及び会計年度）

第14条 本支部の運営経費は、本部からの支部活動費その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 本支部の会計年度は、本会会則第16条に規定するとおりとする。

（本部への報告）

第15条 本支部は、次の事項を本部に報告する。

- (1) 支部総会の決定事項
- (2) その他支部長が必要と認める事項

（規約の改廃）

第16条 この規約の改廃については、支部総会の決議を経なければならない。

附則

この支部規約は、2022年6月11日から施行する。